総合特別区域の進捗に係る事後評価［グリーン・イノベーション分野］

平成28年度

あわじ環境未来島特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年2月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（5.0＋4.7）／2＝4.9　4.9

ⅰ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	エネルギー（電力）自給率　※電力消費量は関西電力㈱販売電力量分	141%	5
2	二酸化炭素排出量（関西電力㈱販売電力量分）	120%	5
3	再生可能エネルギー創出量	139%	5
4	新規就農者数	105%	5
5	再生利用が可能な荒廃農地面積	121%	5
6	一戸当たり農業生産額≪定性的評価≫	―	―
7	持続人口（定住人口＋交流人口）≪定性的評価≫	―	―

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×5＋4×0＋3×0＋2×0＋1×0）／5＝5.0　5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　4.7

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.5＋3.5＋5.0）／3＝4.3　**4.3**

ｉ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業
（事項）
太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化
（概要）
小・中規模の太陽光発電施設の系統連携に係る手続きの処理期間の明文化及び短縮がなされたため、施設整備の進捗が早まり、事業が円滑に進むことにより、特区事業として取り組む事業所・家庭での太陽光発電の導入促進をさらに推進している。

（事項）
小型蒸気発電器導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続き不要措置の摘要
（概要）
ボイラータービン主任技術者の選任手続不要の温度に対する上限についての規制が削除されたことにより、技術者確保の負担が軽減されたことから、特区事業として取り組むバイナリ―発電に関する実証研究事業について円滑に実施することができた。
等

専門家による評価の平均値　**4.5**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**3.5**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**5.0**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　**5.0**

・めざす特区の地域像が明確で、評価指標との関係が分かりやすい。またバランスよく設定された指標に対応し、エネルギーと農を基盤とした持続可能な地域づくりの実現に向けた様々な取り組みを行い、著しく優れている。
・系統連系の手続きの明文化、農業、エネルギー事業の財政支援など着実に事業を進めて、人口やエネルギー自給などの成果に確実につなげていることは高く評価される。
・エネルギーに関する取り組みには地域独自の取り組みも見られ、幅広い再エネ推進が評価される。引き続き、地域資源を活用した再エネ活用への積極的な取り組みが期待される。
・今後は、エネルギーと農業の取り組みの融合化により両者の相乗効果を狙うような方向性、新たな産業創成の方向性などが考えられる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　**5.0**

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.9＋4.3＋5.0×2）／4＝4.8

4.8

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。